様式第13号

課所名	情報管理課

起案	決裁	完結	文書分類記号					保存種別	廃棄
平成15年 4月23日	平成15年 4月30日	平成 年 月 日	款	項	目	節	助記	第 種	平成 年 月 日

担当者	起案責任者 情報管理課長	検討者					決裁者
					企画部長	助役	市長
中谷	千飯 TEL					柳田	樫本
発信番号（第 号）							
施行 平成 年 月 日		合議者					
あて先		情報管理課運用管理係長	情報管理課主幹兼情報開発係長			職員課長	総務部長
発信者名		高切	山本			高橋	高橋
文書取扱主任	公印						
		堀田 長友 横山				柳田	高橋

件名　延岡市情報化推進本部（IT推進本部）の設置について（伺い）

（別紙　　枚）

平成13年度、庁内情報化の推進のため、各課室毎にＩＴリーダー、各部代表課にＩＴリーダー幹事を設置しましたが、本市におけるＩＴ施策を総合的に推進し、ＩＴ革命の進展に的確に対応するため、助役を長とする延岡市情報化推進本部（ＩＴ推進本部）を設置したいと思いますがよろしいでしょうか。

また各部局毎のＩＴ化の推進母体として、各部局毎に情報化推進部会（ＩＴ推進部会）を設置し、合わせて専門的検討をするワーキンググループの一つとして「セキュリティポリシー分科会」を設置したいと思いますがよろしいでしょうか。

（裏面へ）

記

1．設置の背景～ＩＴ化の現状

昨年の住基ネット開通、本年８月には住基カードの市民への交付開始など、電子自治体の推進構想は着実に進展しています。

また、本市も本年９月末には全国自治体をネットワークで結ぶＬＧＷＡＮ（総合行政ネットワーク）への接続を予定しており、机上のパソコンから国および自治体間の公文書やメールの交換ができるようになり、さらに数年内には、電子申請や、電子入札、電子投票など、次々に新しい仕組みが実現可能となります。

しかし、このように便利になる反面、個人情報の保護や不正アクセスなどに対する対策が不十分では、他の自治体に被害を及ぼしたり、市民からの信頼を失うことになりますのでＬＧＷＡＮの接続には成文化された情報セキュリティポリシー（情報保護対策基準）の制定が義務付けられています。

以上のことから、ＩＴ化施策を策定し、万全のセキュリティ対策のもとに実施していく中核組織として、延岡市情報化推進本部（ＩＴ推進本部）および各部情報化推進部会（ＩＴ推進部会）を設置するものです。

なお、総務省の作成した「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」では、セキュリティポリシーの策定・運用を行う組織作りが、義務化されています。

2．設置の目的

1）行政情報および地域情報、広域情報の各種施策の策定

2）セキュリティポリシー（情報保護対策基準）の制定、運用管理

3．各組織の役割（別紙「組織図」「設置要綱」参照）

1）　情報化推進本部（IT 推進本部）（別表　１参照）

（1）各種情報化施策の総合調整を行う。

（2）情報セキュリティポリシー策定の総括的指揮をとり、制定後、確実な実施を図り、情報セキュリティの維持管理を全庁的に行う。

2）　各部情報化推進部会（IT 推進部会）（別表　２参照）

（1）部局毎の情報化推進を検討する。

（2）部局毎のセキュリティポリシーを作成する場合の陣頭指揮をとる。

（3）策定されたセキュリティポリシーを部局員に周知徹底させる。

3）　ＩＴリーダー幹事会（設置済み）

（1）各部情報化推進部会を補佐し、各部間の意見調整、連絡周知を行い、適宜その成果を各部情報化対策推進部会に報告する。

（2）各部局毎のセキュリティポリシー策定の作業を実際に進める上でのリーダーとなる。

4）　ＩＴリーダー会（設置済み）

（1）職員に対するＩＴ（情報技術）の助言、指導を行う。

（2）独自のシステムを導入している課は、ＩＴリーダーが中心となり、その課独自のセキュリティポリシー策定を行う。

5）　ワーキンググループ

各分野における情報化施策について専門的に検討するため、必要に応じて設置する。

<u>※　セキュリティポリシー分科会（別表　３参照）</u>

・延岡市の情報セキュリティポリシー基本方針及び対策基準の原案作成を行う。

・各システム毎の詳細なポリシーは、各課 IT リーダが中心となり別に作成する。

※　電子市役所、ＬＧＷＡＮ、セキュリティポリシーの説明については、別添「資料」参照

延岡市情報化推進本部組織図（案）

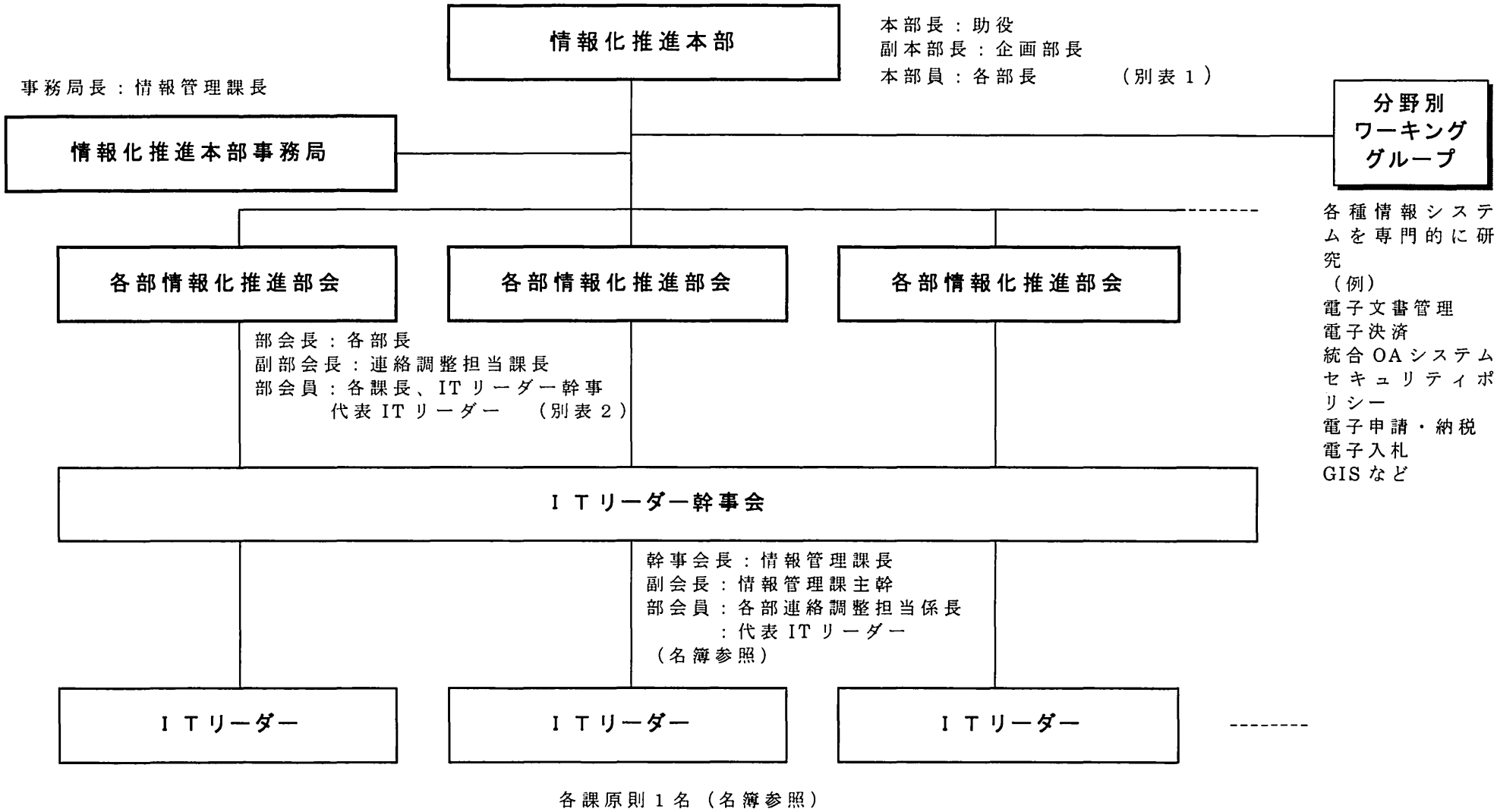

延岡市情報化推進本部設置要綱

平成１５年○月○日
企画部情報管理課

（目的）
第１条　ＩＴ革命の進展に的確に対応し、本市におけるＩＴ化を総合的に推進するため、延岡市情報化推進本部（以下「本部」という）を設置する。

（所掌事務）
第２条　本部は、次に掲げる事務を所掌する。
（１）ＩＴ施策の推進に係る基本方針及び計画に関すること。
（２）ＩＴ施策の推進に係る調整に関すること。
（３）電子市役所の推進に関すること。
（４）その他ＩＴ施策の推進に関すること。

（組織）
第３条　本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織し、それぞれ別表１に掲げる職にある者をもって充てる。
２　本部長は、本部を代表し、本部の事務を総理する。
３　副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときはその職務を代理する。

（会議）
第４条　本部の会議は、必要に応じて本部長が招集し、本部長が議長となる。
２ 本部長は、必要があると認めるときは、本部員以外の者を本部の会議に出席させることができる。

（情報化推進部会）
第５条　本部の事務を補助するため、各部局等に情報化推進部会（以下「部会」という）を置く。
２ 部会は、部会長、副部会長、部会員及び次条に規定するＩＴリーダー幹事をもって組織し、それぞれ別表２に掲げる職にある者をもって充てる。
３ 部会長は部会を代表し、部会の事務を総理する。
４ 副部会長は部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときはその職務を代理する。
５ 部会の会議は、部会長が招集し、部会長が議長となる。
６ 部会長は、必要があると認めるときは、部会員以外の者を部会の会議に出席させることができる。

（ＩＴリーダー幹事）

第６条　本部員を事務面及び技術面から補助するため、各部局等にＩＴリーダー幹事を置く。

２　ＩＴリーダー幹事は、本部員が指名する。

３　ＩＴリーダー幹事は、各部局等に２名以上置くこととし、そのうち１名は各部局等の連絡調整担当係長とする。

４　全庁的なＩＴリーダー幹事の会議は情報管理課長が招集し情報管理課長が議長となる。

（ワーキンググループ）

第７条　本部の事務のうち、各分野における情報化施策について専門的に検討するため、必要に応じてワーキンググループを置く。

（ＩＴリーダー）

第８条　各課（室）及び出先機関等（以下「各課（室）等」という）における情報化の推進を図るため、各課（室）等にＩＴリーダーを置く。

２　全庁的なＩＴリーダーの会議は情報管理課長が招集し情報管理課長が議長となる。

（庶務）

第９条　本部の庶務は情報管理課において処理し、部会の庶務は各部局等の連絡調整担当課において処理する。

（委任）

第１０条　この要綱に定めるもののほか、本部等の運営等に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成１５年○月○日から施行する。

別表 1

別表 1

情報化推進本部

区　　分	職　　名
本部長	助役
副本部長	企画部長
本部員	総務部長
	市民環境部長
	福祉保健部長
	農林水産部長
	商工部長
	都市建設部長
	上下水道部長
	教育部長
	議会事務局長
	消防長

別表 2

別表 2

各部情報化推進部会

	区　分	職　　名
企画部	部会長	企画部長
	副部会長	企画課長
	部会員	情報管理課長
		人権対策課長
		管理課長
		女性行政推進室長
		企画課 IT ﾘｰﾀﾞｰ幹事

	区　分	職　　名
市民環境部	部会長	市民環境部長
	副部会長	市民課長
	部会員	国民健康保険課長
		生活環境課長
		クリーンセンター資源対策課長
		清掃工場長
		清掃工場建設準備室長
		市民課 IT ﾘｰﾀﾞｰ幹事

	区　分	職　　名
総務部	部会長	総務部長
	副部会長	総務課長
	部会員	職員課長
		管財課長
		財政課長
		市民税課長
		資産税課長
		納税課長
		会計課長
		総務課 IT ﾘｰﾀﾞｰ幹事

	区　分	職　　名
福祉保健部	部会長	福祉保健部長
	副部会長	高齢者対策課長
	部会員	福祉課長
		児童家庭課長
		介護保険課長
		健康管理課長
		高齢者対策課 IT ﾘｰﾀﾞｰ幹事

	区　分	職　　名
農林水産部	部会長	農林水産部長
	副部会長	農林課長
	部会員	農村整備課長
		水産課長
		農業委員会事務局
		農林課 IT ﾘｰﾀﾞｰ幹事

	区　分	職　　名
都市建設部	部会長	都市建設部長
	副部会長	土木課長
		区画整理課長
		建築住宅課長
		建築指導課長
		高速道対策課長
		土木課 IT ﾘｰﾀﾞｰ幹事

	区　分	職　　名
消防本部	部会長	消防長
	副部会長	総務課長
	部会員	予防課長
		警防課長
		消防第一課長
		消防第二課長
		消防第三課長
		消防本部総務課 IT ﾘｰﾀﾞｰ幹事

	区　分	職　　名
商工部	部会長	商工部長
	副部会長	商業観光課長
	部会員	工業振興課長
		商業観光課 IT ﾘｰﾀﾞｰ幹事

	区　分	職　　名
教育委員会	部会長	教育部長
	副部会長	総務課長
	部会員	学校教育課長
		社会教育課長
		保健体育課長
		文化課長
		図書館長
		教委総務課 IT ﾘｰﾀﾞｰ幹事

	区　分	職　　名
上下水道局	部会長	上下水道部長
	副部会長	業務課長
	部会員	施設課長
		下水道課長
		業務課 IT ﾘｰﾀﾞｰ幹事

	区　分	職　　名
議会・選管・監査	部会長	議会事務局長
	副部会長	議会事務局次長
	部会員	選管委員会事務局長
		監査事務局長
		議会事務局 IT ﾘｰﾀﾞｰ幹事

別表３

別表３

情報セキュリティポリシー分科会メンバー

関係課	関係業務
総務課	文書、広報、個人情報保護条例関係
職員課	罰則規定等関連
管財課	庁舎管理（入退出）関係
監査事務局	システム監査関係
情報管理課	事務局

※関係課の担当係長及び担当者をもって組織する。

事　務　連　絡
平成１５年○月○日

（各部局長）　様
各部局長名

延岡市情報化推進本部
本部長　柳　田　　喜　継

延岡市情報化推進本部の設置及び本部員への就任並びに
延岡市（各部）情報化推進部会の設置及び部会長への就任について（通知）
各部名

このたび、本市におけるＩＴ施策を総合的に推進し、ＩＴ革命の進展に的確に対応するため、「延岡市情報化推進本部」を設置することとなりました。

つきましては、各部局長に「延岡市情報化推進本部」の部会員として、またあわせて各部局毎に設置する「延岡市各部情報化推進部会」の部会長として御就任いただくことになりましたのでよろしくお願い申し上げます。

＜説明資料＞

1　延岡市情報化推進本部の概要
2　延岡市情報化推進本部組織図
3　延岡市情報化推進本部設置要綱
4　情報化推進本部　　別表１
5　各部情報化推進部会　　別表２
6　延岡市セキュリティポリシー分科会　別表３
7　電子市役所と LGWAN（総合行政ネットワーク）及びセキュリティポリシーの作成と組織作り

【事務取扱】
情報管理課　：山本
内線　２１３８

電子市役所とＬＧＷＡＮ（総合行政ネットワーク）
およびセキュリティポリシーの作成と組織作り

総合行政ネットワーク(LGWAN)とは・・・

背景1:インターネットの普及と、住民や企業ニーズの多様化、迅速化

現在

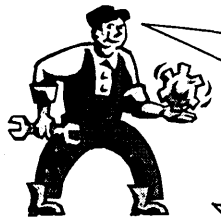

仕事が忙しくて、市役所に証明書を取りに行けない！

施設の予約は、管理棟に行かないとできないの？

住民や企業ニーズの多様化
窓口の24時間化要望

入札のために、何度も各自治体に出向いて行かないといけない

行政情報が公開されているのか、市役所に行かないとわからない！

将来

インターネットの急速な普及

自宅から

携帯端末から

＜納税＞
-税金を納めるとき
手数料を納付するとき
社会保険料を納めるとき

＜日常生活の各場面＞
引っ越すとき
家を建てるとき
子供が生まれるとき
各種手当を申請するとき
公共施設を利用するとき

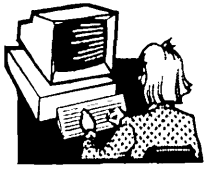

＜ビジネスの各場面＞
政府調達に入札するとき
事業認可を申請するとき
各種届出を行うとき
証明書発行を申請するとき
税の申告を行うとき

公共施設端末から

いつでも、どこからでも行政サービスを受けることができる

職場から

インターネット

背景2:IT を活用した行政改革の広がり
背景3:電子政府の実現に向けた国の動き

延岡電子市役所の実現

A電子市役所

B電子県庁

電子政府

総合行政ネットワーク
(LGWAN)

[地方自治体を相互に接続するネットワーク]

国

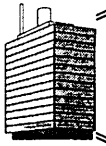

霞ヶ関WAN

国の行政機関を結ぶネットワーク

C電子町役場

宮崎県は光ファイバーで、各市町村を結んでいる(全国でも先進的)
宮崎情報ハイウエイ21
(MJH21)

平成15年度のLGWAN接続で事務の流れが変わります

＜例＞　平成15年10月からは、国県市町村からの公文書やメールは、直接机上のパソコンに届きます
また、電子署名（公印）のついた電子文書が原本となり、紙文書は、16年度から無くなっていきます

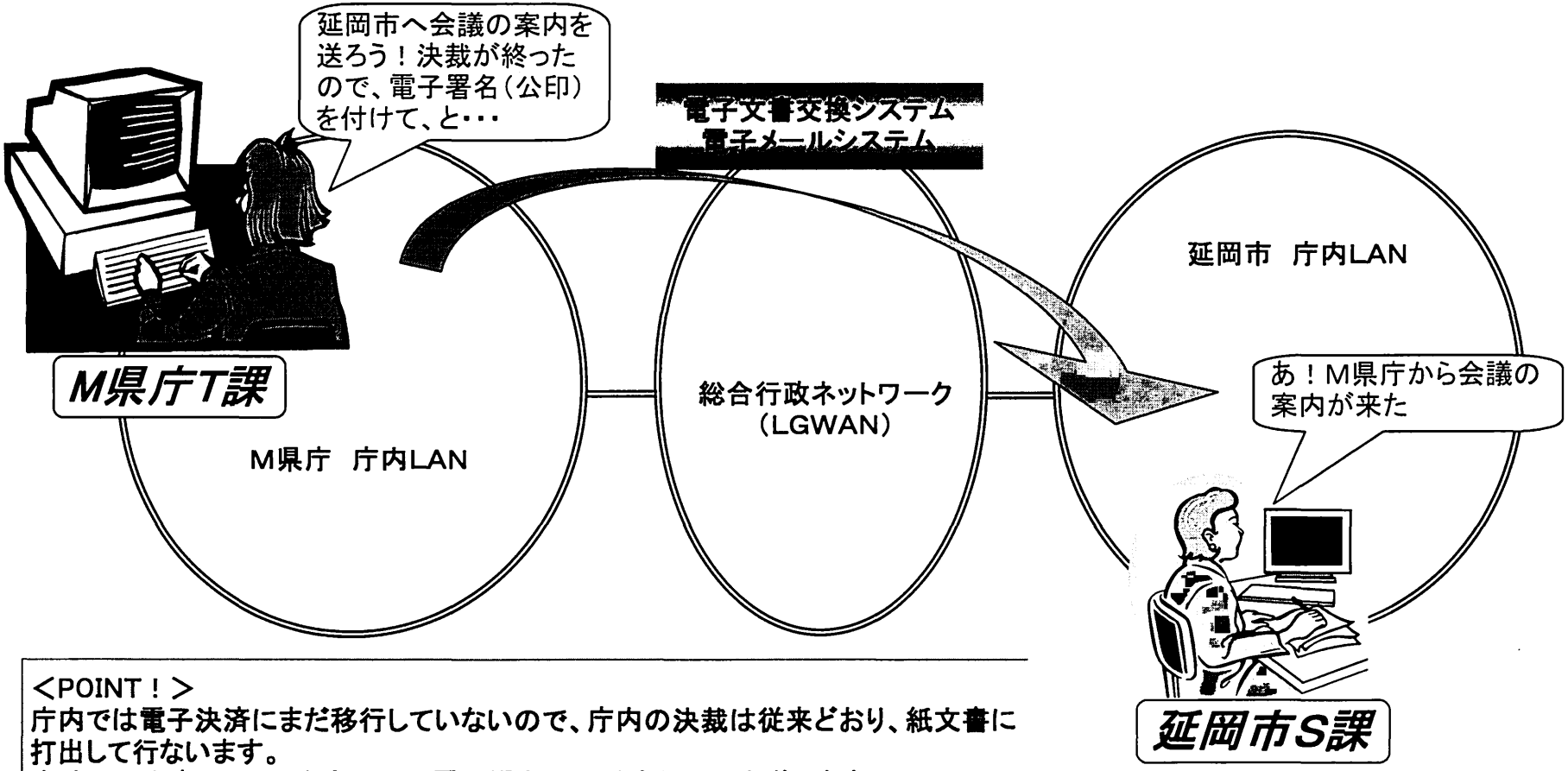

＜POINT！＞
庁内では電子決済にまだ移行していないので、庁内の決裁は従来どおり、紙文書に打出して行ないます。
庁外への文書で、必要なものには電子署名（公印）を付けて発送します

LGWAN接続ではセキュリティーの確保が求められます

情報資産に対する脅威:
1. 不正アクセス
2. ウイルス(対策済)
3. 職員

→

LGWAN接続の条件:
ファシリティ条件
セキュリティ条件の完備

→

セキュリティポリシーの制定

情報化推進本部による管理運営

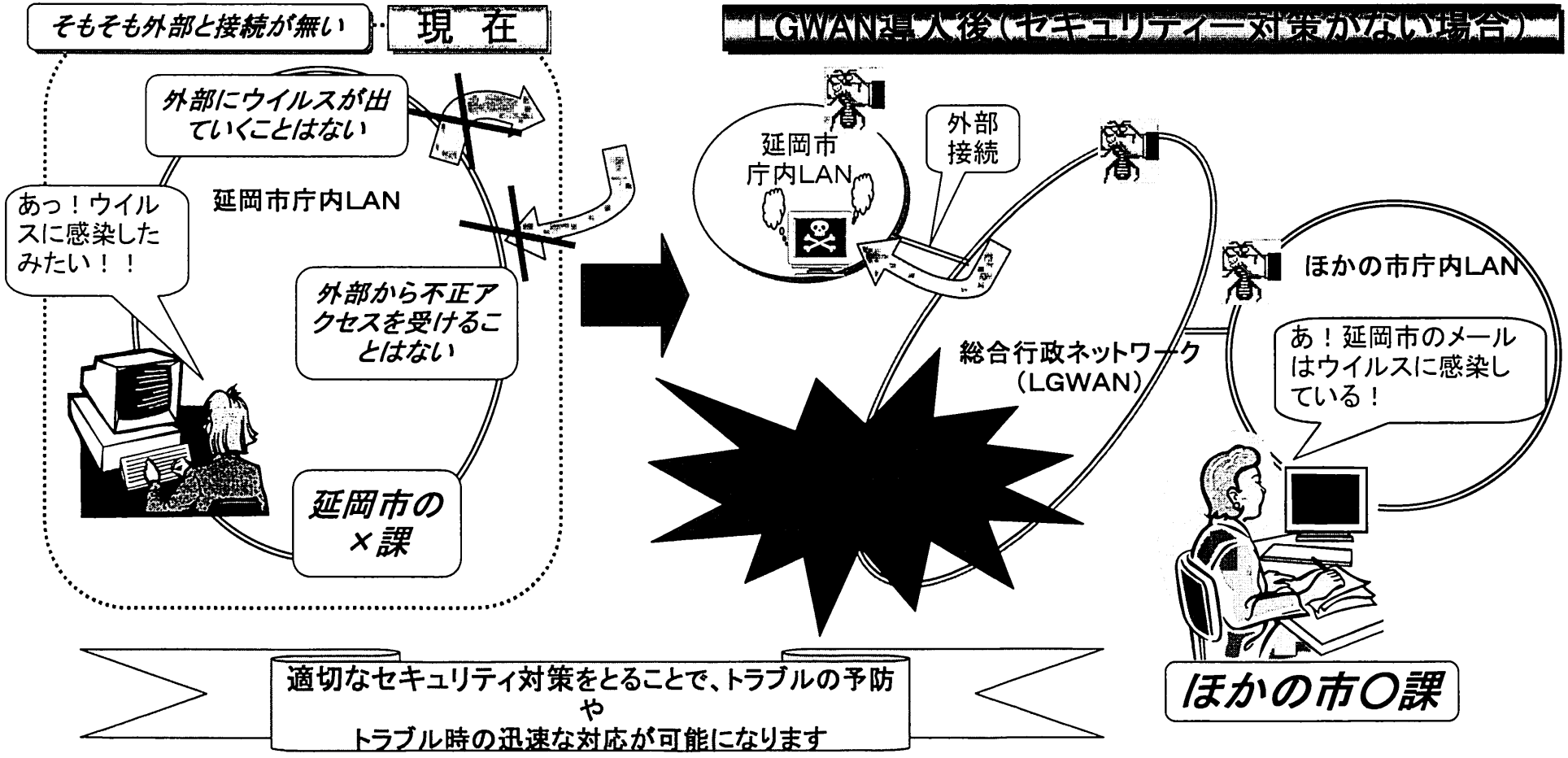

適切なセキュリティ対策をとることで、トラブルの予防
や
トラブル時の迅速な対応が可能になります

セキュリティポリシーの策定組織・運用組織

＜セキュリティポリシーの構成＞

情報セキュリティポリシー	情報セキュリティ基本方針	情報セキュリティ対策に関する統一的かつ基本的な方針。	公開
	情報セキュリティ対策基準	情報セキュリティ基本方針を実行に移すための全ての情報システムに共通の情報セキュリティ対策の基準。	非公開
情報セキュリティ実施手順		情報システム毎に定める情報セキュリティ対策基準に基づいた具体的な実施手順。	非公開

策定　情報化推進本部の下に「セキュリティポリシー部会」を編成

＜構成＞

総務課　：文書、広報、個人情報保護条例関係
職員課　：罰則規定等関連
管財課　：庁舎管理（入退出）関連
監査事務局　：システム監査関連
情報管理課　：事務局

作成後、情報化推進本部に報告、検討、承認　⇒　市長決裁　⇒　ホームページ・広報に掲載

策定　各部毎に作成（各部局情報化推進部会を母体とし、ITリーダーが実働する）　⇒　情報化推進本部に報告

※情報セキュリティ対策基準および実施手順は、詳細な対策方法が記述してあるので、公開するとセキュリティを破られる恐れがあるため非公開とする

運用　**セキュリティポリシーは、障害発生時のマニュアルとなり、影響範囲を最小限に押さえることが可能**